

議 第 127 号

平成29年6月8日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分にしたので、同条第3項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大西 一 史

記

条 例 第 34 号

平成29年3月31日

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和25年告示第89号）の一部を次のように改正する。

第40条の7第8項中「第349条の3」の次に「又は第349条の3の4」を加える。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第40条の7第8項中「又は第349条の3の4」とあるのは、「若しくは第349条の3の4又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第21条中「第28項、第32項、第37項、第42項若しくは第45項」を「第27項、第31項、第35項、第39項若しくは第42項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）第40条の7第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第21条の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提出理由)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）の施行に伴い、熊本市税条例（昭和25年告示第89号）について地方自治法第179条第1項の規定により一部改正を行ったので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。